

確定給付企業年金法施行規則及び関連通知並びに厚生年金基金関連通知の一部改正に係るパブコメに寄せられた意見及び回答等

平成24年8月27日締切分

「3. 有識者会議を受けた財政運営基準等の一部見直しについて」に係るもの

I. 意見総数

意見総数…123件

(内訳：厚生年金基金…57件、関係団体…12件、個人…54件)

II. パブコメに寄せられたご意見及び回答

(1) 予定利率の引下げを促進する措置について

意見等の内容	回答
予定利率引上げにかかる不足金について、調整金勘定を設けることを認めてほしい。(他4件)	積立不足について、調整金勘定を設け、資産計上することは、決算結果を歪め、基金関係者が財政状況を見誤ることになり、適切でないため、原案のとおりとさせていただきます。
・予定利率を引き下げた場合に生じる不足金や標準掛金の上昇分については、掛金引上げの猶予期間を設けてほしい。(他20件) ・今年1月の通知により導入された予定利率引下げの際に繰越不足金の解消を留保できる猶予措置を延長及び拡大してほしい。	積立不足について、掛金引上げの猶予期間を設けることは、基本的には、基金財政の悪化に繋がることから原案のとおりとさせていただきます。
予定利率をすでに引き下げた基金に対しても、遡及して30年償却を認めてほしい。	すでに予定利率を引き下げた基金については、当該引下げに係る掛金の負担についてすでに対応できていることから、今回の措置を講じる必要はないものと考えております。 ただし、今年1月に行った予定利率の引下げに伴う特別掛金の償却の弾力化に関連し、現状で予定利率をすでに引き下げているとしても、掛金変更の規約変更を行っていない場合については、30年償却とすることも可能と考えております。
予定利率引上げ分以外の不足金についても30年償却を認めてほしい。(他22件)	今般の改正は、予定利率の引下げによるリスクの軽減を行った場合について、特例的に償却年数の延長を認めるものであり、こういった対応を行わず償却年数のみ延長することは、単なる負担の先送りに過ぎず、基金財政の健全化の面から適切でないため、原案のとおりとさせていただきます。

(2) 給付減額の手続きの明確化・簡素化について

意見等の内容	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・有識者会議では、確定給付企業年金の議論は結論が出ていなかったはず。また、企業が黒字でも減額が可能となる改正に反対する。(他60件) ・減額時の三分の二同意要件について厳しすぎるので緩和してほしい。(他8件) ・現行の減額要件は厳しすぎて、企業が経営破綻していない限り減額ができない。この基準を緩和してほしい。(他11件) ・減額要件のうち理由要件を廃止し、労使の合意があれば減額できるものとしてほしい。(他6件) ・受給者減額と加入者減額は、公平性にかんがみ、同じ要件にすべき。(他3件) ・予定利率の引下げについても減額要件として認めてほしい。(他4件) ・従業員が本人拠出をすることが困難になると見込まれる場合も、減額理由として認めるべき。 ・総合型の場合、減額要件に必要な事業所の経営状態に関するデータはすぐに出せるのか疑問。 	<p style="text-align: center;">今般の改正は、減額手続の明確化・簡素化を行ったものであり、現行の基準を変更したものではないため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>全員同意による一時金不支給措置について、事実上全員の同意を取ることが不可能であり、緩和してほしい。(他2件)</p>	<p>本人の確認なしに一時金の不支給措置を採ることは、受給権保護の観点から問題があるものと考えており、原案どおりとさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・受給者減額時において、現行の最低積立基準額の一時金より小さい額の選択肢を設けることは受給権保護の観点から反対である。 ・受給者減額時の一時金措置について廃止するか、現行の最低積立基準額の支給額から下げても良いこととしてほしい。(他30件) ・受給者減額時の一時金措置について、最低責任準備金を超える積立金を一時金として分配する方法を認めてほしい。 	<p>従来の最低積立基準額の一時金の選択肢は必須であることから、受給権保護の観点から問題がないものと考えております。また、従来の最低積立基準額の一時金の選択肢を排除することは、受給権保護の観点から問題があるものと考えており、原案のとおりとさせていただきます。</p>

<p>減額基準について、通知案において「過去五年間程度」や「概ね一割以上」の部分で「程度」「概ね」の用語が入っていると不明確であり、これらは削除すべき。</p>	<p>ご指摘の部分は、判断に当たっての原則的な基準を示しているものであり、個別の企業年金、厚生年金基金により母体企業の状態が異なり、経営状況は多面的に見る必要があることから、一定程度の幅を持った解釈も必要と考えておりますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
--	--

Ⅲ. 意見募集にはない事項へのご意見

○制度全般に関するご意見

- ・ 非継続基準の財政検証の見直しを行ってほしい。（他 18 件）
- ・ 支払保証制度を検討すべき。（他 14 件）
- ・ 一括償却も認めてほしい。（他 2 件）

○厚生年金基金制度に関するご意見

- ・ 0.875 問題、期ずれの解消及び給付現価負担金の交付基準の見直しを行ってほしい。（他 13 件）
- ・ 免除保険料率の見直しを行ってほしい。（他 1 件）
- ・ 厚生年金基金の設立形態別に、それぞれにそった厚生年金基金業務の運用基準を作成してほしい。
- ・ 厚生年金の支給停止において、本体から先に停止する方式は厚生年金基金に不利。
- ・ 特例解散の際、他の事業所が倒産した際に連帯責任になる制度を改正してほしい。

○給付設計に関するご意見

- ・ 本人の希望により年数を区切った年金を受給できる制度を設けるべき。

○その他のご意見

- ・ 厚生年金基金制度を廃止すべき。（他 2 件）
- ・ 公的救済を行ってほしい。（他 1 件）